

平成21年3月31日
農 林 水 産 省

「1者応札・1者応募」となった契約の改善方策について

- 1 「1者応札・1者応募」となった契約については、「随意契約の見直しに係る今後の対応について」（平成20年12月5日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議事務局申し合わせ）において、類型ごとに「1者応札・1者応募」の改善方策をとりまとめ、3月末までに公表することとされたところである。
- 2 農林水産省では、「1者応札・1者応募」を防止するため、平成21年度から、
 - ① より競争性の高い契約方式への移行の可否や制限的な応札・応募要件の設定の有無等の事前審査の強化
 - ② 「1者応札・1者応募」となった契約について、当該入札・契約に係る問題点の有無等を事後審査し、類似契約へ速やかに反映させること等により、個別契約の審査を強化する（別紙1）とともに、類型ごとに「1者応札・1者応募」の改善方策を取りまとめた（別紙2）。

I 競争性等の確保

より競争性の高い契約方式への移行を促進するとともに、1者応札の防止等を図る。【無駄PT、ムダ・ゼロ、連絡会議】

○調査、研究開発、広報業務について一般競争(総合評価方式を含む)の原則化【ムダゼロ、行政評価】

○契約の事前審査による「より競争性の高い契約への移行」の促進等【無駄PT、ムダゼロ、行政評価】

→ 入札・契約手続審査委員会を設置し、事前審査を強化するとともに、1者応札となった場合に原因の分析及び改善策を検討

II 応札しやすい環境の整備

事業者が応札しやすいよう、公告期間の延長、調達情報の公表方法の改善、過去の成果報告書の提供等を行う。

【無駄PT、ムダ・ゼロ、連絡会議】

○公告(公示)期間等の延長【ムダゼロ、行政評価】

→ 「10日」から「開庁日10日以上」等

○受注実績のない事業者の参入促進【ムダゼロ、行政評価】

→ 過去の成果報告書等の提供等

○調達情報の公表方法の改善【無駄PT、ムダゼロ】

→ 契約方式別から業種別へ変更等

III 契約の透明性・公平性・効率性の確保

再委託の制限、1者応札理由及び改善策等の公表を行う。【無駄PT、ムダ・ゼロ、行政評価、連絡会議】

○一括再委託の禁止の明確化、50%以上の再委託の制限、再委託の承認審査の厳格化【行政評価】

○1者応札・応募となった契約について、1者応札の理由及び改善策のホームページへの公表【無駄PT、ムダゼロ、連絡会議】

○競争性のない随意契約の契約内容、移行予定年限、移行困難な理由のホームページへの公表【ムダゼロ、連絡会議】

IV 監視体制の強化

入札等監視委員会において公益法人との契約を重点抽出化するとともに、省全体の入札・契約の監視を行う。【ムダ・ゼロ】

○省全体の契約状況の把握の迅速化

→ 四半期毎の把握から毎月把握

○入札等監視委員会の監視強化【ムダ・ゼロ】

→ 1者応札に加え公益法人との契約を重点抽出

○農林水産省全体の入札・契約状況の監視

→ 農林水産省契約等監視委員会(第三者機関)の新設

別紙 2

「1者応札・1者応募」となった契約の改善方策について

1 共通的な改善方策

- (1) 「1者応札・1者応募」（以下「1者応札」という。）の発生原因については、契約の類型ごとに異なる点も多いが、多くの類型に共通する原因としては、
- ア 発注者側が業務の品質確保の観点から企業や技術者に求めている実績要件、資格要件に対応した事業者が不足していたことがあったこと
 - イ 受注者側が、資格要件、業務内容からみて業務の確実な履行が行えるかの経営判断を行い、応札を断念する場面があったこと
- 等が考えられる。
- (2) このため共通的な改善方策としては、
- ア 企業や技術者に求める実績要件、資格要件について、競争性の確保を図る観点から、業務の品質確保を図りつつ、必要最小限のものとする
 - イ 応札しやすい環境整備を図るため、
 - (ア) ホームページの調達情報を事業者側からみて分かりやすいものに改善する
 - (イ) 公表時期の早期化や企画書等の作成期間を十分確保する
- 等を行うこととする。

2 類型ごとの改善方策

① 建設工事

- (1) 1者応札となった原因としては、工事の品質確保の観点から設定している同種工事の施工実績や技術者に求めている資格要件を満たすことができる事業者が不足していたことが考えられる。また、保守整備工事については、他社製品に対する品質管理、性能保証が困難であることが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
- ア 企業や技術者に求める工事实績や資格要件は、過度な制約とならないよう必要最小限のものに限る
 - イ 工事については、年間の発注予定情報を公表しているが、個々の入札についても、可能な限り公示を早期に行うとともに、提案書の作成期間を十分確保する
 - ウ 競争参加資格を有する者が少数と考えられる場合には、競争参加資格の拡大を検討する
- 等を行う。

② 測量・建設コンサルタント等業務

- (1) 1者応札となった原因としては、業務の品質確保の観点から設定している企業や技術者に求める業務実績に対応した事業者が不足していたことが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
- ア 企業や技術者に求める業務実績や資格要件は、過度な制約とならないよう必要最小限のものに限る
 - イ 測量・建設コンサルタント等業務については、年間の発注予定情報を公表しているが、個々の入札についても、可能な限り公示を早期に行うとともに、提案書の作成期間を十分確保する

ウ 競争参加資格を有する者が少数と考えられる場合には、競争参加資格の拡大を検討する等を行う。

③ ガソリン等燃料の購入

- (1) 1者応札となった原因としては、競争参加条件として、
- ア 発注機関の「管内給油所すべてで給油できる」旨の条件を付しているが、
 - ①代行給油では利幅が少なく参加メリットが少なく、また、②元売り発行の全国カードでは応札価格の自由度が少なく落札が難しい
 - イ 官署側の利便性の観点から設定している所在距離条件に該当する店舗が限られている
- ことが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
- ア 管内給油所すべてで給油できる旨の条件については、一定の利便性や経済性を確保しつつ納入範囲等の見直しが行えるか検討を行う
 - イ 官署からの距離条件については、利便性を考慮しつつ距離の拡大等を検討する
 - ウ 公示時期の早期化を図る
 - エ 価格変動が激しい物件であることから、入札日を納入日より近い日に設定する
- 等を行う。

④ プリンタートナー等の物品購入等

- (1) 1者応札となった原因としては、メーカーが参入した場合には他の業者は参加しづらく、供給者がそもそも限定されることにあると考えられる。
- (2) 1者応札の改善方策については、1者応札となった原因を考慮すると有効なものを見出しにくいですが、公示時期の早期化を行う。

⑤ 庁舎電気工作物、エレベーター等の設備保守

- (1) 1者応札となった原因としては、既存の設備の保守は、問題発生時の責任の問題から、他社製の場合は競争に参加しにくいことが考えられる。
- (2) 1者応札の改善方策については、1者応札となった原因を考慮すると有効なものを見出しにくいですが、エレベーター等のメンテナンスを専門とした事業者は多数存在することから、
- ア 公示時期の早期化を図る
 - イ 過去の成果報告書やデータ等を適切に提供する
- 等を行う。

⑥ 複写機・複合機保守

- (1) 1者応札となった原因としては、複写機本体の賃貸借契約については、国庫債務負担行為による長期契約を競争契約で行っている一方、保守契約については、年度ごとの数量確定が困難なこと等から単年度ごとの競争契約を行っている状況にあるため、複写機本体が特定されている中、メーカー関連以外の者が応札することは難しいことが考えられる。
- (2) 1者応札の改善方策としては、他省庁において、複写機本体の更新時に合わせて、国庫債務負担行為を活用し、競争契約を行っている例があることから、当省においても、同様の国庫債務負担行為の活用を検討する。

⑦ ⑥以外の機械の保守

- (1) 1者応札となった原因としては、主に機械メーカーの関連会社でなければ機械保守は難しいことが考えられる。
- (2) 1者応札の改善方策については、1者応札となった原因を考慮すると有効なものを見出しにくい。
 - ア 企業や技術者に求める業務実績や資格要件を緩和する
 - イ 公示時期の早期化や企画書等作成のための期間を十分確保する等を行う。

⑧ 情報システム及びネットワークの開発、保守、運用支援等の業務

- (1) 1者応札となった原因としては、
 - ア 当該業務はシステム導入業者でなければ判断できない部分があり、既存ベンダーが優位にある
 - イ 他社製ソフトの保守対応が困難である等が考えられる。
- (2) 1者応札の改善方策については、1者応札となった原因を考慮すると有効なものを見出しにくい。
 - ア 既存システムに関する情報提供を的確に行う
 - イ 24時間対応するなどの企業や技術者に求める要件を緩和する
 - ウ 公示時期の早期化や企画書等作成のための期間を十分確保する等を行う。

⑨ 調査、分析等業務

- (1) 1者応札となった原因としては、
 - ア 業務内容の専門性が高く、業務を確実に履行できるかについてのリスク判断がされた
 - イ 業務内容、成果物等の情報が十分提供されていないことが考えられる。
- (2) 極めて専門性の高い研究開発等の業務については、応札者が少数に限定されることは否めないが、1者応札の改善方策として、
 - ア 公示時期の早期化や企画書等作成のための期間を十分確保する
 - イ 仕様書等において業務内容を明確にし、入札等に必要な情報を適切に提供する等を行う。

⑩ 清掃業務

- (1) 1者応札となった原因としては、
 - ア 企業や技術者に求める業務実績・資格要件が厳しい
 - イ 年度当初からの年間契約が多く、要員確保や事業開始のための準備期間が不足していた
 - ウ 他業務を含めた一括契約であることが考えられる。
- (2) 清掃業務は、特殊な技術を必要とせず、請け負える業者が多数存在することから、1者応札の改善方策として、
 - ア 特別の応募要件は不要と考えられることから、制限的な応募要件を見直す
 - イ 業務の効率性や経済性等を考慮しつつ、業務の分割が可能なものは別契約

とする
ウ 要員確保等のため、公示時期の早期化や業務着手準備期間を十分確保する等を行う。

⑪ 健康診断業務

- (1) 1者応札となった原因としては、
ア 事務の効率化の観点から、特殊な検診項目まで含めた仕様としている
イ 対象人員が多すぎるため、対応できる受診機関が限定される
ウ 業務実施範囲が広範囲又は近隣に限定していることが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
ア 特殊な検査項目は、別契約で実施する
イ 業務実施範囲の要件の見直しを行う
ウ 公示時期の早期化を図る等を行う。

⑫ 電力供給業務

- (1) 特定規模電気事業者は全国で26事業者（平成21年3月6日現在）いるが、1者応札となった原因としては、
ア 電力会社（一般電気事業者）より安価な価格を設定できない
イ エリア外供給は考えていない
ウ 利益が見込めないという受注者側の事情によるものと考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
ア 供給に必要な工事等の期間を考慮して公示、入札時期を設定する
イ 複数事業所における契約の一括化を検討する等を行う。

⑬ ソフトウェア等の賃貸借

- (1) 1者応札となった原因としては、
ア 対象契約が再リースを前提にしたものである
イ 応札手続期間が短く、検討時間が不足している
ウ 価格面から、参加しても受注見込みがないことが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
ア 公示時期の早期化や企画書等作成のための期間を十分確保する
イ ソフトウェア等の賃貸借における過去の成果報告書やデータ等を適切に提供する等を行う。

⑭ その他役務等（素材生産事業及び造林事業）

- (1) 1者応札となった原因としては、当該業務の性格上、
ア 実施場所が山間地であり、他地域からの参入はコスト面から見合わない
イ 一時期に発注が集中することから、入札等に参加する契約が選択されたことが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
ア 素材生産事業及び造林事業については、年間の発注予定情報を公表してい

- るが、個々の入札についても、可能な限り公示を早期に行う
- イ 企業や技術者に求める事業実績や資格要件は、事業の品質確保のための必要最小限のものに限る
 - ウ 経済性を考慮した上で、事業種類ごとに事業を分割化することや発注時期を見直す等を行う。

⑮ その他役務等（検知、検査及び数量調査、事務委託、データ収集等の雑役務）

- (1) 1者応札となった原因としては、作業地が広範であるため体制が構築できなかったことのほか、企業に求める同種事業の実績要件、複数の有資格者の在籍や有資格者の通年配置等の要件が厳しかったことが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、
 - ア 応札者が必要な人員等を確保できるよう、公示時期から入札までの期間を十分確保する
 - イ 官公庁の業務実績など不適切な要件を見直すとともに、有資格者に求める要件は必要最小限のものに限る等を行う。